

- 第78号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第79号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例
- 第80号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第81号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

報酬、給料額および期末手当の改定について

品川区特別職報酬等審議会の答申どおり、区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数ならびに区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数を改定する。

また、あわせて常勤監査委員の給料の額、期末手当の支給月数についても改定する。

2 改正の内容

(1) 報酬および給料額の改定について

		現行月額(A)	改定月額(B)	増加額(B-A)
区議会議員	議長	922,000円	923,000円	1,000円
	副議長	788,000円	789,000円	1,000円
	委員長	652,000円	653,000円	1,000円
	副委員長	627,000円	628,000円	1,000円
	議員	605,000円	606,000円	1,000円
	区長	1,146,000円	1,147,000円	1,000円
	副区長	920,000円	921,000円	1,000円
	教育長	801,000円	802,000円	1,000円
	常勤監査委員	680,000円	681,000円	1,000円

※増加率は、0.13%とし、算定後の月額1,000円未満を四捨五入したものを改定額とする。

(2) 期末手当の引き上げについて

	現行	平成29年度	平成30年度から
6月期	1.60月	1.60月(-)	1.64月(+0.04)
12月期	1.60月	1.68月(+0.08)	1.64月(+0.04)
3月期	0.25月	0.25月(-)	0.25月(-)
合計	3.45月	3.53月(+0.08)	3.53月(+0.08)

3 施行日

平成29年12月1日

(ただし、平成30年度 期末手当支給月数については、平成30年4月1日)

新旧対照表

○品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

新	旧
<p>第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>923,000円</u> 副議長 <u>789,000円</u> 委員会委員長 <u>653,000円</u> 委員会副委員長 <u>628,000円</u> 議員 <u>606,000円</u></p> <p><u>付 則</u> この条例は、平成29年12月1日から施行する。</p>	<p>第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、委員会副委員長および議員の議員報酬の月額、次のとおりとする。</p> <p>議長 <u>922,000円</u> 副議長 <u>788,000円</u> 委員会委員長 <u>652,000円</u> 委員会副委員長 <u>627,000円</u> 議員 <u>605,000円</u></p>

新旧対照表

○品川区長および副区長の給与および旅費条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長および副区長の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 <u>1,147,000円</u></p> <p>副区長 <u>921,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、次項に定める割合（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月に支給する期末手当においては100分の160、<u>12月に支給する期末手当においては100分の168</u>とする。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長および副区長の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 <u>1,146,000円</u></p> <p>副区長 <u>920,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、次項に定める割合（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する期末手当においては100分の160とする。</p> <p>(第3項省略)</p>

【第2条による改正】

新	第1条による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する期末手当においては100分の164とする。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては100分の25、6月<u>に支給する期末手当においては100分の160、12月に支給する期末手当においては100分の168</u>とする。</p> <p>(第3項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	

新旧対照表
 ○品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 【第1条による改正】

新	旧
<p>(給料の額) 第2条 教育長の給料額は、月額<u>802,000円</u>とする。 (期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の160、<u>12月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の168</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額 の合計額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額 (第2項省略)</p>	<p>(給料の額) 第2条 教育長の給料額は、月額<u>801,000円</u>とする。 (期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第2条に規定する給料月額およびこれに対する地域手当の月額 の合計額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 第2条に規定する給料月額に100分の25を乗じて得た額 (第2項省略)</p>

【第2条による改正】

新	第1条による改正後
<p>(期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月<u>および12月</u>に支給する場合には100分の164を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略) (第2項省略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月<u>に支給する場合には100分の160、12月</u>に支給する場合には100分の168を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略) (第2項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付則</u> この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、<u>第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	

新旧対照表

○品川区監査委員の給与等に関する条例

新	旧
<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（代表監査委員となった場合を含む。）の給料月額は、<u>681,000円</u>とする。</p> <p>2 識見監査委員で非常勤のもの報酬月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 344,000円</p> <p>(2) その他の監査委員 309,000円</p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬月額は、182,000円とする。</p> <p>付 則 <u>この条例は、平成29年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(給料および報酬)</p> <p>第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（代表監査委員となった場合を含む。）の給料月額は、<u>680,000円</u>とする。</p> <p>2 識見監査委員で非常勤のもの報酬月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 344,000円</p> <p>(2) その他の監査委員 309,000円</p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬月額は、182,000円とする。</p>